

春光スノーコミュニケーション実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「春光スノーコミュニケーション実行委員会」(以下「会」という。)と称する。

(目的)

第2条 会は、地域住民が冬を楽しみながら、健康づくりや介護予防に取り組める場を提供することで、健康寿命の延伸、支え合いの発展、ひいては地域共生社会及び地域活性化を実現していくことを目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するための事業を実施する。

(組織)

第4条 会の委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 協議会委員のうち、協議会会長から推薦を受けた者
- (2) プログラムに沿って実施する各種事業に関係する団体の長又は団体に属する者
- (3) 会により特に参加を認められた者

(役員を選任)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 会計 1名以上
- (4) 監事 1名以上
- (5) 上記(1)から(4)の役員のほか、必要に応じて別途役員を置くことができる。

2 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員の互選により選出する。
- (2) 副委員長及びその他の委員長以外の役員は、委員長の指名により選任する。

(役員職務)

第6条 委員長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、会の会計を担当する。
- 4 監事は、会の会計を監査する。
- 5 第5条第1項第5号により設置された役員の職務は、委員長が別途定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、選任の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、実行委員会及び役員会とする。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ないときは、委任状または委員長が認める代理の者により出席に代えることができる。

4 会議の進行は、委員長が務める。

5 議事の決定は、出席総数の過半数をもって成立する。

6 実行委員会は、規約、事業計画、予算、事業報告、決算その他重要な事項を審議決定する。

7 実行委員会のほか、必要な事項を協議決定するため、随時、役員会を開くことができる。

(経費)

第9条 会の運営に要する経費は、補助金、助成金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

(事務所)

第11条 会の事務所は、春光・春光台地域包括支援センターに置く。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年9月11日から施行する。

2 会の初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、会の設立した日から翌年の3月31日又は当該年度の事業完了の日までとする。

令和6年度春光スノーコミュニケーション実行委員会 委員名簿

(役員以外は50音順 敬称略)

	役職	氏名	所属団体等	備考
1	委員長	加納 義博	春光東地区社会福祉協議会	春光まちづくり推進協議会 委員
2	副委員長	西舘 潤	北都保健福祉専門学校	
3	会計	宮崎 希	旭川市春光・春光台地域包括支援センター	
4	監事	林 知子	春光中央地区民生委員 児童委員協議会	
5		久米 茜	旭川市春光・春光台地域包括支援センター	
6				
7	※現在、実行委員会組織中のため、後日、委員確定予定			
8				
9				
10				
11				

地域まちづくり推進事業実施計画書

1 事業実施者	団 体 名	春光スノーコミュニケーション実行委員会
2 事業の名称	春光スノーコミュニケーション	
3 事業の目的 ※地域課題など	冬になると、雪に対してネガティブなイメージを持ちがちである。 雪に対してネガティブなイメージを持つのではなく、地域住民が冬を楽しみながら、健康づくりや介護予防に取組める場を提供することで、健康寿命の延伸、支え合いの発展、ひいては地域共生社会及び地域活性化を実現していくことを目的とする。	
4 事業内容	<p><今年度事業内容(予定)></p> <p>1 「春光スノコミFES!2025」 (日 時) 令和7年2月頃 (対象者) 春光地域住民(主に児童) (場 所) 仮) イオン春光店 (内 容) 雪つみ選手権, 雪上サッカー等</p> <p>2 「安全&健康除雪についての啓発」 リハビリ専門職等と協力して、除雪に関する注意喚起や、安全に楽しく除雪を行う方法等を周知したチラシを作成し、地域に広めていく。</p>	
5 事業期間	令和 6年 5月 1日から令和 7年 3月31日まで	

収 支 予 算 書

事業の名称	春光スノーコミュニケーション
団体名	春光スノーコミュニケーション実行委員会

1 収入の部 (単位:円)

科 目	予算額	収入内訳
補助金	100,000	旭川市地域まちづくり推進事業補助金
合 計	100,000	

2 支出の部 (単位:円)

科 目	予算額	左のうち 補助対象経費	支出内訳
消耗品費	60,000	60,000	チラシ印刷 20,000円 事務用品一式 10,000円 イベント用品一式 10,000円 ライナー折込代 20,000円
賄材料費	22,000	22,000	ホット飲料材料費 5,000円 アイスクリーム材料費 12,000円 綿あめ等材料費 5,000円
使用料	840	840	北部住民センター研修室 (実行委員会×210円×4回)
保険料	2,800	2,800	ボランティア行事保険 100名×28円
食料費	2,360	2,360	実行委員会お茶代 イベント当日担い手お茶代
交通費	12,000	12,000	学生ボランティア交通費 1,000円×12名
合 計	100,000	100,000	